

※太枠内はすべて記入してください(両面とも)

※必ず記入

兵庫県知事 様

申請日

令和 年 月 日

令和8年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（兼受給資格認定申請書）

次の4点を確認のうえ、すべての□にレ印を付けてください（いずれかにレ印が無い場合は、支給できません）。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は兵庫県以外の都道府県に高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の申請は行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生を除く））の支給対象ではありません。

令和8年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金の支給を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

申請者住所	〒	-	市・区・町	丁目・番・号（マンション名・団地名）
	兵庫県			
ふりがな				電話番号
申請者氏名				携帯番号
				電子メール
対象生徒との関係 （○で囲む）	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他（ ）			

【対象となる高校生等について】

ふりがな		生徒の 生年月日	昭和 ・ 平成	年	月	日
生徒氏名						

生徒の住所	☐	申請者と同じ				
	☐	〒	都道府県	市区町村		
生徒が在学する学校の状況	学校の名称				本校所在都道府県	
	入学年月日	平成・令和	年	月	日	学校の種類・課程・学科 全日制・定時制 通信制・専攻科
過去の高等学校等の在学状況 （該当の場合のみ）	学校名	立	年	月	日	学校の種類・課程・学科 全日制・定時制 通信制・専攻科
			～	年	月	日

【申請する支給額】

支給基礎額

○を記入	支給額	課程	該当する区分	県記入欄
	52,600円	全日制 定時制 通信制	・生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等 ※高等学校等専攻科に在籍している生徒を除く	
	52,100円	通信制 専攻科	・令和8年度市町民税所得割額と道府県民税所得割額の合算が0円の世帯（保護者等全員の合算）	
	152,000円	全日制 定時制		
	17,370円	通信制 専攻科	【高等学校等就学支援金（新制度）等の対象となる高校生等】 ・令和8年度市町民税所得割額と道府県民税所得割額の合算が105,500円未満の世帯（保護者等全員の合算）	
	50,670円	全日制 定時制		
	13,030円	通信制	【高等学校等就学支援金（新制度）等の対象となる高校生等】 ・令和8年度市町民税所得割額と道府県民税所得割額の合算が182,500円未満の世帯（保護者等全員の合算）	
	38,000円	全日制 定時制		
	13,030円	専攻科	【高等学校等就学支援金（新制度）等の対象となる高校生等】 ・令和8年度市町民税所得割額と道府県民税所得割額の合算が264,500円未満（保護者等全員の合算）かつ扶養する子が3人以上いる世帯 ・令和8年度市町民税所得割額と道府県民税所得割額の合算が264,500円未満（保護者等全員の合算）かつ扶養する子が3人以上いる世帯	
	10,420円	専攻科		

加算額（制服が災害等により喪失・毀損し、制服の再購入が必要である場合のみ申請可）

○を記入	支給額 いずれか選択	課程	該当する区分	県記入欄
	81,000円 27,000円 20,250円 16,200円	全課程	・生活保護(生業扶助)を受給していない世帯で、災害等により喪失・毀損した制服の再購入費用を負担した世帯 ※生活保護(生業扶助)を受給している世帯は、保護費で措置されるため対象外です。	

【振込希望口座について】（太枠内を記入してください）

振込希望口座	金融機関名（払渡店）	銀行 金庫 支店		預金種別	1 普通・総合	2 当座	3 その他（ ）
	金融機関番号 支店番号	金融機関番号 支店番号	口座番号		口座名義（加付） （申請者名と同一）		
上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録してください。							

※申請者名義の口座を記入してください（生徒本人や申請者の配偶者等の口座には振り込めません）

※通帳のコピー（銀行名・支店名・口座番号等が分かるもの）の添付要（昨年度と同一の場合は添付を省略可）

※昨年度の振込み口座のお問い合わせはご遠慮ください（不明の場合は通帳のコピーを添付してください）

【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】

おもて面の申請区分に応じて、次の(1)～(3)のいずれかの欄にレ印を入れるとともに、※欄も記入してください。

H (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(7/1現在)を提出します。

①	☐	生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書
---	--------------------------	---------------------

(2)次の者の課税証明書等を提出します。(①から⑥までのいずれかの欄にレ印を付けてください。)

①	☐	親権者(両親)2名分 ※親権者が2名存在する場合、親権者の一方が控除対象配偶者であっても必ず2名分の課税証明書等が必要です。
②	☐	親権者1名分 ・死別、離婚等により親権者が1名の場合 ・家庭の事情(DV等)のやむを得ない理由により、1名分しか提出できない場合 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) (両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

I ※上記(2)又は(3)の場合には、下記内容を確認のうえ、□にレ印を付けてください。

☐	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受けておりません。
--------------------------	--

J 【扶養誓約について】

枠内に対象となる生徒氏名を記載してください。

内容を確認のうえ、下記の□にレ印を付けてください。

☐ 私(扶養者)と下記の者(被扶養者)は、令和8年7月1日現在、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

対象生徒氏名

※専攻科の多子世帯に該当する場合は、別紙「扶養親族申告書」も必ずご提出ください。

K 【紙申請代理入力について】

紙申請による場合、「兵庫県補助金申請システム」への入力を委任いただく必要があります。内容を確認のうえ、下記の□にレ印を付けてください。

☐	私は、令和8年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金の申請にあたって、兵庫県補助金申請システムへの代理入力を兵庫県に委任します。
--------------------------	---

<申請前に再度確認し、レ印を入れてください>

- ☐ 記入漏れはありませんか？
☐ 添付書類の漏れはありませんか？

様式第1号（おもて面）

県庁申請用（一般）

※太枠内はすべて記入

提出日（7月1日以降の日付）を記入してください。

※必ず記入

兵庫県知事 様

申請日 令和 8 年 7 月 1 0 日

内容を確認の上、口にレ点を付けてください（4つともレ点が入っていないと、支給できません）

奨学給付金支給申請書（兼受給資格認定申請書）

（いずれかにレ印が無い場合は、支給できません）。

- この申請書に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は兵庫県以外の都道府県に高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生を除く））の支給対象ではありません。

令和8年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金の支給を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

申請者住所	〒 650 - 8567 兵庫県 神戸市中央区下山手通	市・区・町	丁目・番・	平日昼間に連絡の取れやすい番号を記入してください。申請者以外（配偶者等）の連絡先でも構いません。	
ふりがな	ひょうご たろう	電話番号	078-341-		
申請者氏名	兵庫 太郎	携帯番号	090-XXXX-XXXX		
		電子メール	abcde@xxxx.xx		
対象生徒との関係（○で囲む）	親権者	未成年後見人	未成年後見人である里親	主たる生計維持者	生徒本人

【対象となる高校生等について】

ふりがな	ひょうご じろう	生徒の生年月日	昭和 19年 7月 1日
生徒氏名	兵庫 次郎		平成

生徒の住所	☐ 申請者と同じ ☒ 異なる	生徒と保護者の住所が異なる場合、記入してください。なお、その場合、生徒の住民票又は在寮証明書が必要です。	通信制の場合、サテライト教室の所在地ではなく、本校所在地を記入してください。	
生徒が在学する学校	学校の名称	〇〇高等学校	本校所在都道府県	〇〇県
	入学年月日	平成・令和 6 年 4 月 1 日	学校の種類・課程・学科	全日制・定時制 通信制・専攻科
過去の高等学校等の在学状況（該当の場合のみ）	学校名	私立 △△高等学校	令和5年 4月 1日	学校の種類・課程・学科 全日制・定時制 通信制・専攻科

【申請する支給額】

支給基礎額

○を記入	支給額	課程	該当する区分	県記入欄
	52,600円	全日制 定時制 通信制	・生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等 ※高等学校等専攻科に在籍している生徒を除く	
	52,100円	通信制 専攻科	・令和8年度市町民税所得割額と道府県民税所得割額の合算が0円の世帯（保護者等全員の合算）	
	152,000円	全日制 定時制		
	17,370円	通信制 専攻科	【高等学校等就学支援金（新制度）等の対象となる高校生等】 ・令和8年度市町民税所得割額と道府県民税所得割額の合算が105,500円未満の世帯（保護者等全員の合算）	
	50,670円	全日制 定時制		
	13,030円	通信制	【高等学校等就学支援金（新制度）等の対象となる高校生等】 ・令和8年度市町民税所得割額と道府県民税所得割額の合算が182,500円未満の世帯（保護者等全員の合算）	
	38,000円	全日制 定時制		
	13,030円	専攻科	【高等学校等就学支援金（新制度）等の対象となる高校生等】 ・令和8年度市町民税所得割額と道府県民税所得割額の合算が264,500円未満（保護者等全員の合算）かつ扶養する子が3人以上いる世帯	
	10,420円	専攻科	・令和8年度市町民税所得割額と道府県民税所得割額の合算が264,500円未満（保護者等全員の合算）かつ扶養する子が3人以上いる世帯	

加算額（制服が災害等により喪失・毀損し、制服の再購入が必要である場合のみ申請可）

○を記入	支給額 いずれか選択	課程	該当する区分	県記入欄
	81,000円 27,000円 20,250円 16,200円	全課程	・生活保護（生業扶助）を受給していない世帯で、災害等により喪失・毀損した制服の再購入費用を負担した世帯 ※生活保護（生業扶助）を受給している世帯は、保護費で措置されるため対象外です。	

【振込希望口座について】（太枠内を記入してください）

昨年度と同じ場合も記入してください

振込希望口座	金融機関名（払渡店）	〇〇〇 銀行 金庫	支店	△△△△	口座種別	○ 普通・総合	2 当座	3 その他（ ）		
	金融機関番号	金融機関番号	支店番号	〇〇〇〇	支店番号	△△△	口座番号	〇〇〇△△△	口座名義（カタカナ） （申請者名と同一）	ヒョウゴ タロウ

上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録してください。

※申請者名義の口座を記入してください（生徒本人や申請者の配偶者等の口座には振り込めません）

※通帳のコピー（銀行名・支店名・口座番号等が分かるもの）の添付要（昨年度と同一の場合は添付を省略可）

※昨年度の振込み口座のお問い合わせはご遠慮ください（不明の場合は通帳のコピーを添付してください）

【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】

おもて面の申請区分に応じて、次の(1)～(3)のいずれかの欄にレ印を入れるとともに、※欄も記入してください。

H (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(7/1現在)を提出します。

①	☐	生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書
---	--------------------------	---------------------

(2)次の者の課税証明書等を提出します。(①から⑥までのいずれかの欄にレ印を付けてください。)

※いずれか該当する欄の□にレ印を記入

①	☐	親権者(両親)2名分 ※親権者が2名存在する場合、親権者の一方が控除対象配偶者であっても必ず2名分の課税証明書等が必要です。
②	☒	親権者1名分 ・死別、離婚等により親権者が1人 ・家庭の事情(DV等)のやむを得ない場合 ・(専攻科の場合は)保護施設等に入所していた場合、そのいずれかの□にレ印を付けてください。 親権者1名分の提出しかできない場合はこちらをチェックしてください。(ただし、DVなどの事情により接触が困難な場合などに限ります。離婚協議中などで別居中であっても連絡が可能な場合は原則として該当しません)
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) (両親等) 2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

I ※上記(2)又は(3)の場合には、下記内容を確認のうえ、□にレ印を付けてください。

☐	生活保護(生業扶助)受給世帯以外は必ずレ印をつけてください(第4号)第36条の規定による生業扶助
--------------------------	--

J 【扶養誓約について】

枠内に対象となる生徒氏名を記載してください。

内容を確認のうえ、下記の□にレ印を付けてください。

☒	私(扶養者)と下記の者(被扶養者)は、令和8年7月1日現在、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係を有する。
必ずこちらを確認の上、レ印を入れてください。	
対象生徒氏名	兵庫 次郎

※専攻科の多子世帯に該当する場合は、別紙「扶養親族申告書」も必ずご提出ください。

K 【紙申請代理入力について】

紙申請による場合、「兵庫県補助金申請システム」への入力を委任いただく必要があります。内容を確認のうえ、下記の□にレ印を付けてください。

☒	私は、令和8年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金の申請にあたって、兵庫県補助金申請システムへの代理入力を委任する。
必ずこちらを確認の上、レ印を入れてください。	

<申請前に再度確認し、レ印を入れてください>

- ☒ 記入漏れはありませんか？
- ☒ 添付書類の漏れはありませんか？

申請書記載留意事項（県庁申請用・一般）

記入例を参照して、申請書の①から⑫まで順に漏れ無く記入願います。裏面（２ページ目）も記載していただくようお願いします。

《表面》

- ① 実際に申請書を記入した月日を記入してください。
- ② ４つのチェック欄□全てに✓を入れてください。いずれかにチェック漏れがある場合は、支給不可です。
- ③ 申請者氏名
親権者等申請者のお名前を記入願います。親権者が２名の場合、どちらでも結構です。
なお、親権者等がおられる場合、生徒本人は申請者となれませんので、ご注意ください。
- ④ 対象となる高校生等について
ふりがなも記入漏れ無いようお願いします。
- ⑤ 学校の名称について、通信制の学校の場合、実際に通われている学校ではなく、本校の名称を記入願います。
- ⑥ 支給基礎額の該当欄に○を記入願います。なお、県記入欄は記載しないでください。災害等による制服再購入費用の加算がある場合は、該当欄に○を記入してください。
- ⑦ 振込希望口座について、必ず口座名義が申請者の金融機関をご記入ください。対象生徒の口座は振込不可ですのでご注意ください。

《裏面》

㊦ 保護者等の収入状況について

- 1 生活保護を受けられておられる方は、(1)の㊦ 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書の□に✓を入れてください。
- 2 生活保護受給世帯以外の世帯の方は、(2)の㊦～㊦いずれか該当する欄の□に✓を入れてください。
- 3 申請者が生徒本人（親権者、未成年後見人、主たる生計維持者がいない場合）で、対象生徒が未成年で所得割を課されるだけの収入を得ていない場合は、(3)の□に✓を入れてください。

㊦ ㊦の(2)もしくは(3)に✓を入れた方は、必ず㊦の□に✓を入れてください。

㊧ 扶養誓約について

□に✓を入れ、対象となる生徒氏名を記入してください。

㊨ 紙申請代理入力について

□に✓を入れてください。

（専攻科の場合）年収約 380～600 万円未満の多子世帯

令和 8 年度市町民税所得割額と道府県民税所得割額の合算が 105,500 円以上 264,500 円未満（保護者等全員の合算）かつ扶養する子が 3 人以上に該当する場合は当該生計維持者に係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに提出してください。なお、課税証明書は必ず扶養親族数が記載されているものをご提出ください。